

平成 29 年台風第 21 号による災害により  
被害を受けた方々への支援について

平成 29 年 10 月 31 日  
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

平成 29 年台風第 21 号による災害により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社では、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客様に対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

- ・ お届出印を紛失されたお客様に対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村  
三重県：伊勢市内  
和歌山県：新宮市内  
京都府：舞鶴市内

〔お問合せ〕

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店またはコンプライアンス部（03-3518-9353／平日 9：00～17：00）までお問合せください。

以上